

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律 施行規則案について

1 趣旨

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和 5 年法律第 5 4 号）の施行に際し、必要な手続等について定める。

2 概要

(1) 総則

用語の定義について定める。（第 1 条関係）

(2) 装備品製造等事業者による特定取組及び装備移転仕様等調整等を促進するための措置

ア 装備品安定製造等確保計画の認定申請に係る手続等について定める。（第 2 条から第 5 条まで関係）

イ 装備移転仕様等調整計画の認定申請に係る手続等について定める。（第 6 条から第 1 4 条まで関係）

ウ 指定装備移転支援法人の指定の申請に係る手続等について定める。（第 1 5 条から第 2 7 条まで関係）

(3) 装備品等契約における秘密の保全措置

装備品等秘密の表示の様式について定める。（第 2 8 条関係）

(4) 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託

施設委託管理業務規程の認可申請に係る手続等について定める。（第 2 9 条から第 3 5 条まで関係）

3 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日。ただし、第 2 8 条の規定は、法附則第 1 項ただし書に規定する施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）